

証券コード 3995
2024年1月11日
(電子提供措置の開始日) 2024年1月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株 式 会 社 S K I Y A K I
代表取締役社長 小久保 知 洋

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://skiyaki.com/contents/about-stocks/general-meeting-of-shareholders>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3995/23078138/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただく場合、「銘柄名(会社名)」に「SKIYAKI」又は「コード」に当社証券コード「3995」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年1月25日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 会議室

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社スペースシャワーネットワークとの株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 資本金の額の減少の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎下記事項につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

株主総会参考書類のうち、株式会社スペースシャワーネットワークの次に掲げる事項

① 定款

② 最終事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）に係る計算書類等

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会の決議ご通知につきましては、株主総会終了後インターネット上の当社ウェブサイト（<https://skiyaki.com/pages/ir/>）に掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社スペースシャワーネットワークとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「スペースシャワー」といい、当社とスペースシャワーを総称して「両社」といいます。）とは、2023年11月10日開催のそれぞれの取締役会において、両社対等の精神のもとにスペースシャワーにおける持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といい、本経営統合後の両社グループを「統合会社」といいます。）を、2024年4月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行うことをそれぞれ決議し、当社を株式交換完全子会社、スペースシャワーを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）及び本経営統合に係る経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結するとともに、スペースシャワーにおいては、本株式交換の効力が発生していることを条件として、スペースシャワーの完全子会社として設立予定の株式会社スペースシャワーネットワーク分割準備会社（本効力発生日（予定）に、本株式交換及び本吸収分割の効力が発生していることを条件として、その商号を「株式会社スペースシャワーネットワーク」に変更する予定です。以下「分割準備会社」といいます。）との間で、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を除くスペースシャワーの営む一切の事業（以下「本承継事業」といいます。）に関する権利義務を、分割準備会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施することを決議いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社普通株式は、本効力発生日に先立つ2024年3月28日付で、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場において、上場廃止（最終売買日は2024年3月27日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容その他本議案に関する事項は、以下のとおりです。

1 本株式交換を行う理由

(1) 本経営統合の背景・目的

スペースシャワーは「Empower artists & Enrich fan experience」をミッションに掲げ、ユーザーへのコンテンツの提供とアーティストへのソリューションの提供を行っております。1989年12月に音楽専門チャンネル「スペースシャワーTV」を開局して以来、様々な番組コンテンツを視聴者に提供しております。また、「スペースシャワーTV」を運営する中で培ったアーティストやレーベル等、音楽業界での関係性を活かし、ミュージックビデオやライブ等の映像制作やライブ・イベントの企画・制作、ライブハウスの運営、EC/MD（注1）事業等の周辺領域に事業を拡張しております。さらに、M&Aによりアーティストマネジメントや、レーベル、ディストリビューション、ファンクラブ、エンタテインメントカフェなどの事業を獲得したことで、多様な機能を備えた総合エンタテインメント企業となっております。

一方で、当社は「"Fan Tech（注2）"分野で新たなマーケットを創造し世の中に価値を提供する」との

ビジョンの実現を目指し、「創造革命で世界中の人々を幸せに」というミッションを掲げ、アーティストとファンを繋ぐWebプラットフォームサービスである「Bitfan」及び「Bitfan Pro」の提供を行っております。また、プラットフォームを通じて、アーティスト及びクリエイターに対して、ファンクラブやEC/MD、オンラインチケットサービスなどのソリューションを、グループ会社ではライブ制作やファン旅行の企画などのソリューションの提供を行っております。「Bitfan」及び「Bitfan Pro」は多数の有名クリエイターが利用する国内大手のプラットフォームとして、有料会員100万人以上の実績を有しております。

(注1)「MD」とは、マーチャンダイジングの略であり、商品の開発や仕入から販売までのプロセスの企画とそれらの実行のことを指します。

(注2)「"Fan Tech"」とは、"Fan×Technology"の略であり、当社では"Fan×Technology"を「ファンのためになるサービスをテクノロジーによって実現し、新しいマーケットを創造する取り組み」と定義しております。

スペースシャワーと当社が事業を展開するエンタテインメント市場は、近年大きく変化しております。

音楽コンテンツ市場においては、各種サービスのデジタルシフトが急速に進み、サブスクリプションの音楽・動画配信が普及・定着しており、国内の音楽配信市場は、2023年上半期（1～6月）累計では、前年同期比113%の572億円となり、2020年第4四半期以降、二桁成長を続けており、中でもストリーミングは音楽配信市場全体の90.3%とシェアを拡大しています（注3）。

ライブ・イベント市場においては、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）が5類感染症に移行されたことに伴い、興行における集客が回復しつつあり、今後、新たなイベントやフェスの立ち上げが相次ぐことが想定されます。2022年のライブ・イベント市場の売上高は3,984億円に達し、コロナ禍前の2019年の売上高3,665億円を超える状況にあります（注4）。

また、近年、SNSや音楽・映像配信をはじめとする各種プラットフォームの普及によって、誰もがいつでもグローバルに情報発信し、コンテンツや商品を販売することが可能な世の中へと変化しており、全ての人々がクリエイターとなりうる「クリエイターエコノミー」という新たな経済圏が勃興しております。今後更に個人へのパワーシフトが進み、「クリエイターエコノミー市場」は、益々拡大していくことが予想されています。

この様な状況下において、両社は2022年8月初頭からエンタテインメント領域における協業の可能性について協議を重ねてまいりました。両社は、多彩なソリューションの提供により、才能あるアーティスト及びクリエイターの持続的な創作活動を支えるとともに、ファンへの新たなコンテンツと感動を提供するという、共通したビジョンを有しております。協議を重ねていく中で、ビジョンや成長戦略が一致することに加え、両社の競争優位性（強み）と経営課題（弱み）が相互補完関係にあることを認識し、経営統合を行うことで、これまで以上に有益なサービスや、魅力的なコンテンツの提供を実現できると判断するに至りました。以上の認識のもとで、本経営統合により、両社はコンテンツとテクノロジーをかけあわせた、これまでにない新しいエンタテインメントカンパニーとして、持続的な発展を実現してまいります。

(注3) 一般社団法人日本レコード協会2023年8月30日付「音楽配信売上 四半期数値」参照

(注4) 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会「年別基礎調査報告書 2019年」及び「年別基礎調査報告書 2022年」参照

(2) 統合会社のミッション及び目指す姿

① 統合会社のミッション

EMPOWER ARTISTS & CREATORS, ENRICH FAN EXPERIENCE

我々が住むこの社会を持続可能なものにするために、文化や価値観の多様性を育むことが求められています。

音楽をはじめとしたエンタテインメント業界で活動する当社グループは、さまざまなバックグラウンドを持つアーティストやクリエイターたちと共に、豊穡な文脈をもった良質なコンテンツを提供し、ユーザーの心に感動を生み出すことで、人々の内面世界に彩りを与え、文化・芸術、そして社会の多様性の実現に貢献してまいります。

また、個人へのパワーシフトが進む社会の変化に対応して、幅広いジャンルで活躍するアーティストやクリエイターたちが、豊かにそして長くその活動を続けられるように、利便性の高いソリューションを360°で提供し、表現活動をする人たちの裾野を広げ、その価値を高めていくことが我々の社会的使命だと考えています。

② 統合会社の目指す姿

AIをはじめとするテクノロジーの急速な進化によって、エンタテインメント業界では、ビジネスのあり方が今後加速度的に変化していくことが予想され、これまで以上に、テクノロジーとの真摯な向き合いが必要不可欠なものとなってきています。

このような激変する業界環境において、両社は、本経営統合によって、「コンテンツ」と「テクノロジー」を有する数少ない企業体を形成することで、新しいビジネスの地平を切り拓き、エンタテインメント業界の変化を先取りする企業体を目指してまいります。

(3) 本経営統合の相乗効果

両社は、日本のエンタテインメント業界が持続的に成長していくために、従来の業界慣習のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」といいます。）を推進し、グローバルに通用するアーティスト及びクリエイターを育成・支援するデジタルプラットフォームを確立する必要があるとの共通の課題認識を持っております。

また、スペースシャワーが有するコンテンツ制作能力と当社が有するプラットフォームサービス及びシステム開発の技術力を組み合わせることで上記課題を解決し、アーティスト及びクリエイターのUX（注5）を向上するエコシステムが構築できると考えております。

両社は、ステークホルダーの皆様へのより一層の価値提供とエンタテインメント業界の発展のために、以下の取り組みを推進してまいります。

① 両社の顧客への統合的なソリューションの提供

音楽領域で強固なネットワークを持つスペースシャワーと、音楽、演劇、スポーツなど幅広いジャンルの顧客基盤を有する当社が、両社の顧客に対して、フィジカル領域におけるイベント・映像などのコンテンツ制作からデジタル領域における「Bitfan」を中核としたWebプラットフォームの提供まで、統合的にワンストップで提供を行うことで、アーティスト及びクリエイターの収益最大化に繋がる360°でのビジネス支援を実現します。

② 新たなコンテンツIPとソリューションの創造

スペースシャワーが得意とする音楽領域でのコンテンツIP（注6）の創造に加え、当社が得意とする音楽ジャンル以外の領域において、新規コンテンツIPを創造することでエンタテインメント業界における新たな価値創出を企図するとともに、国内のみならず、グローバルに通用するコンテンツIPへ育成する仕組みづくりを目指します。

スペースシャワーが有するディストリビューションサービスと当社の「Bitfan」を中核としたファンプラットフォームを融合し、アーティスト及びクリエイターのグローバルな経済活動を可能とする、ディストリビューション×ファンクラブをコンセプトとした新たなサービス開発に着手します。

③ DX化の推進

スペースシャワーが企画制作する音楽イベントや店舗運営を行うエンタテインメントカフェ等に、当社のシステム開発における技術力を融合させ、DX化を推進させることで、エンドユーザーのUX向上を図るとともに、コンテンツIPの価値向上、事業拡大に繋げていきます。

④ 経営基盤の強化

企業の競争力の源泉である、人材（財）の活用・強化、パートナー・ネットワークの活用、財務基盤強化といった、両社が有する経営資源・ノウハウを結集し、経営の効率化を推進し、持続的成長を支える強靱な経営基盤の構築を図ります。

（注5）「UX」とは、User Experienceの略称で、ユーザーが商品やサービスを通じて得られる体験や、サービスの使いやすさなどの品質に関することを指します。

（注6）「IP」とは、Intellectual Propertyの略称で、知的財産のことを指します。

(4) 本経営統合の概要

本経営統合は、①スペースシャワーを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、スペースシャワーが、当社普通株式を保有する株主からその保有する全ての当社普通株式を取得し、当社はスペースシャワーの完全子会社となり、②スペースシャワーが、分割準備会社との間で本吸収分割を行うことにより、スペースシャワーの事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、グループ経営管理事業、資産管理事業及び不動産賃貸事業を行う持株会社となることにより行います。本経営統合に伴い、スペースシャワーは商号を「スペースシャワーSKIYAKI ホールディングス株式会社」に変更し、分割準備会社は商号を「株式会社スペースシャワーネットワーク」に変更します。

なお、スペースシャワーは商号を「スペースシャワーSKIYAKI ホールディングス株式会社」に変更した後、スペースシャワーの現在の証券コード（4838）で東京証券取引所スタンダード市場に上場を継続する予定です。また、当社普通株式は、本株式交換により、本効力発生日である2024年4月1日（予定）に先立つ2024年3月28日付で、東京証券取引所グロース市場において上場廃止（最終売買日は2024年3月27日）となる予定です。

2 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株 式 交 換 契 約 書 (写)

株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「甲」という。）及び株式会社SKIYAKI（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2023年11月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換の実施）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 （当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- | | |
|---|---|
| 甲 | 商号：株式会社スペースシャワーネットワーク
住所：東京都港区六本木三丁目16番35号 |
| 乙 | 商号：株式会社SKIYAKI
住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号 |

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（ただし、第8条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.76を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.76株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条 （資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途定める金額とする。

第5条 （新株予約権の処理）

乙は、効力発生日（第6条にて定義する。）の前日までに、乙が発行した未だ権利行使されていない新株予約権のすべてについて、その新株予約権者をして、その保有するすべての新株予約権を適法かつ有効に行使させるよう最大限努力する。

第6条 （本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 （株式交換契約の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。

第8条 （自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第9条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第10条 （本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 （本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、本契約につき第7条第1項又は第7条第2項に定める甲又は乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第12条（裁判管轄）

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議しこれを解決するよう努める。

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2023年11月10日

甲： 東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長 林 吉人

乙： 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社SKIYAKI
代表取締役社長 小久保 知洋

3 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	スペースシャワー (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 株式交換比率	1	0.76
本株式交換により 交付する株式数	スペースシャワー普通株式：8,190,871株	

(注1) 株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、スペースシャワー普通株式0.76株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

スペースシャワー普通株式8,190,871株（予定）

上記の普通株式数は、2023年1月31日時点における当社普通株式の発行済株式総数（10,785,500株）から同日時点における当社の所有する自己株式数（8,038株）を控除した株式数（10,777,462株）に基づいて算出しております。スペースシャワーは、本株式交換に際して、スペースシャワーが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様に対して、その保有する当社普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のスペースシャワー普通株式を割当交付する予定です。また、交付する株式については新株式の発行により対応する予定です。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定であり、当社が基準時までには保有することとなる自己株式数等により、スペースシャワーの交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。また、当社が発行している本各新株予約権（下記5で定義いたします。）が行使された場合には、当該各新株予約権の目的となる当社普通株式を含みます。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元（100株）未満のスペースシャワー普通株式の割当を受ける当社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様はスペースシャワーの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、スペースシャワーに対し、保有することとなるスペースシャワーの単元未満株式の買取りを請求することができます。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、スペースシャワー普通株式1株に満たない端数の割当を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、スペースシャワーが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

スペースシャワー及び当社は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、スペースシャワーは、トラスティーズFAS株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、当社は、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

スペースシャワーにおいては、下記（3）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるトラスティーズから2023年11月9日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、スペースシャワーの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社においては、下記（3）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから2023年11月9日付で受領した株式交換比率の算定書、法務アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

上記のほか、両社はそれぞれ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について、慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、本日開催の両社の取締役会により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

スペースシャワーの第三者算定機関であるトラスティーズ及び当社の第三者算定機関である山田コンサルは、いずれも、スペースシャワー及び当社から独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

トラスティーズは、本株式交換比率について、スペースシャワー及び当社の普通株式がともに金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用してそれぞれ算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社普通株式1株に対して割り当てるスペースシャワー普通株式の数の算定レンジを記載したものです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.697～0.834
DCF法	0.433～0.771

なお、市場株価法においては、両社ともに2023年11月9日を算定基準日として、スペースシャワーについて、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の株価終値単純平均に基づき、また、当社について、東京証券取引所グロス市場における算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の株価終値単純平均に基づき算定いたしました。

トラスティーズは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、トラスティーズは、両社及びその関係会社の信用力についての評価も行っておりません。トラスティーズの本株式交換比率の算定は、2023年11月9日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、スペースシャワーの財務予測その他将来に関する情報については、スペースシャワーの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成され、スペースシャワーの経営陣により合理的に検討及び確認されたこと並びにそれらの予測に従いスペースシャワー及び当社の財務状況が推移することを前提としております。また、トラスティーズの算定は、スペースシャワーの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、トラスティーズが算定の際に前提としたスペースシャワー及び当社の財務予測には、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。また、トラスティーズがDCF法による分析の基礎としたスペースシャワー及び当社の財務予測は、両社のスタンド・アローンベースであり、本経営統合による影響を加味したものではありません。

山田コンサルは、スペースシャワー及び当社の両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。

算定方法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	0.66～0.84
DCF法	0.58～0.85

市場株価法においては、両社ともに2023年11月9日を算定基準日として、スペースシャワーについて、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。当社について、東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間までの期間における取引日の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が第三者算定機関に算定目的で使用することを了承した、スペースシャワー及び当社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公表された情報等の諸要素を前提としております。

なお、山田コンサルがDCF法の評価の基礎とした、スペースシャワー及び当社の財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

山田コンサルは、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は2023年11月9日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

（２）交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及びスペースシャワーは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるスペースシャワーの普通株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、①スペースシャワー普通株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換効力発生日以降も、引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であること、及び②当社の株主は、スペースシャワー普通株式を交換対価として受け取るにより上記1「本株式交換を行う理由」に記載の本経営統合による相乗効果を享受できることを考慮して、スペースシャワー普通株式を本株式交換の交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

なお、本株式交換により、本効力発生日である2024年4月1日（予定）をもって、当社はスペースシャワーの完全子会社となり、当社普通株式は東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に従い2024年3月28日付で上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様には割当てられるスペースシャワー普通株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本効力発生日以後も、金融商品取引市場での取引が可能です。したがって、本株式交換によりスペースシャワー普通株式の単元株式数である100株以上のスペースシャワー普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、スペースシャワー普通株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、100株未満のスペースシャワー普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様においては、本株式交換によりスペースシャワーの単元未満株式となります。単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、該当する株主の皆様のご希望により、スペースシャワーにおける単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については上記（1）①（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。また本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記（1）①（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2024年3月27日（予定）までは、東京証券取引所グロース市場において、その保有する当社普通株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他の関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

本株式交換において上場会社である当社がスペースシャワーの株式交換完全子会社となることから、スペースシャワー及び当社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

（ア）独立した第三者算定機関からの算定書の取得

スペースシャワーは、第三者算定機関としてトラスティーズを選定し、本株式交換比率の合意の基礎とすべく2023年11月9日付で本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。一方、当社は第三者算定機関として山田コンサルを選定し、本株式交換比率の合意の基礎とすべく2023年11月9日付で本株式交換比率に関する株式交換比率算定書を取得いたしました。

算定報告書の概要については、上記「(1) ② (イ) 算定に関する事項」をご参照下さい。なお、スペースシャワー及び当社は本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

スペースシャワーは、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。一方、当社は、本株式交換を含む本経営統合に関する法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、本株式交換を含む本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、シティユーワ法律事務所及び北浜法律事務所は、スペースシャワー及び当社から独立しており、スペースシャワー及び当社との間に重要な利害関係を有していません。

② 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、スペースシャワーと当社の間には、資本・人的・取引関係に該当事項は全く関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「①公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

(4) 株式交換完全親会社となるスペースシャワーの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するスペースシャワーの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に従いスペースシャワーが別途定める額になります。かかる取扱い、スペースシャワーの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

4 交換対価について参考となるべき事項

(1) スペースシャワーの定款の定め

スペースシャワーの定款は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、前記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載しております。

(2) 交換対価の換算の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

スペースシャワー株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

スペースシャワー株式は、全国の各証券会社等において取引の媒介、取次等が行われております。

- ③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換の公表日（2023年11月10日）の前営業日（2023年11月9日）までの1か月間、3か月間、6か月間の東京証券取引所におけるスペースシャワー株式の終値の単純平均は、それぞれ457円、409円、380円です。

また、スペースシャワー株式の最新の市場価格等は、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご確認いただけます。

(4) スペースシャワーの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

スペースシャワーは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社が発行している各新株予約権（第4回新株予約権（A）、第5回新株予約権（A）、第5回新株予約権（A）（第2次）、第5回新株予約権（B）（第3次）、第6回新株予約権（A）、第6回新株予約権（B））については、いずれも本効力発生日までに全て行使される予定であり、また当社は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

6 計算書類等に関する事項

(1) スペースシャワーの最終事業年度に係る計算書類等の内容

スペースシャワーの最終事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、前記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載しております。

(2) スペースシャワーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

スペースシャワーは、2023年12月1日付で、分割準備会社を設立いたしました。

また、スペースシャワーは、分割準備会社との間で、2023年12月22日付で、本吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割は、2024年1月26日開催予定のスペースシャワーの臨時株主総会において、本吸収分割契約の承認を得たうえで、本株式交換の効力が発生していることを条件として行う予定です。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 資本準備金の額の減少

当社は、2023年7月1日を効力発生日として、資本準備金の額 567,259,450円のうち 567,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えました。

② 株式会社エンターメディアFCの吸収合併

当社は、2023年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であった株式会社エンターメディアFCを吸収合併いたしました。

③ 資本金の額の減少

当社は、2024年1月30日（予定）を効力発生日として、資本金の額 597,284,450円のうち、567,284,450円減少させ30,000,000円とし、減少する資本金の額 567,284,450円的全額をその他資本剰余金に振り替えることを決定いたしました。詳細につきましては、第3号議案「資本金の額の減少の件」をご覧ください。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第11条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、第1号議案が承認され、かつ2024年4月1日をもって本株式交換の効力が発生しますと、当社の株主はスペースシャワー1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第11条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第12条以下の条数を繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下、「本定款変更」といいます。）。

また、現行定款第5条第2項後段「当会社の公告は、官報に掲載する。」との部分について、従前の定款変更時に不備がありましたため、本定款変更併せて変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は、第1号議案が原案どおりに承認されることを条件とし、かつ、2024年3月31日までに本株式交換に係る株式交換契約の効力が失われること、及び本株式交換が中止されることを解除条件として、本臨時株主総会での承認をもってその効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第5条（公告方法） 1. 当会社の公告は、電子公告により行う。 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 <u>当会社の公告は、官報に掲載する。</u>	第5条（公告方法） 1. 当会社の公告は、電子公告により行う。 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第6条～第10条 （省略）	第6条～第10条 （現行どおり）

現行定款	変更案
<u>第11条（基準日）</u> <u>1．当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>2．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</u> 第12条～第44条（省略）	（削除） 第11条～第43条（現行どおり）

第3号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少を行う理由

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2023年11月22日現在の資本金の額 597,284,450円のうち、567,284,450円減少させ、30,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年1月30日（火）（予定）

(3) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 567,284,450円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

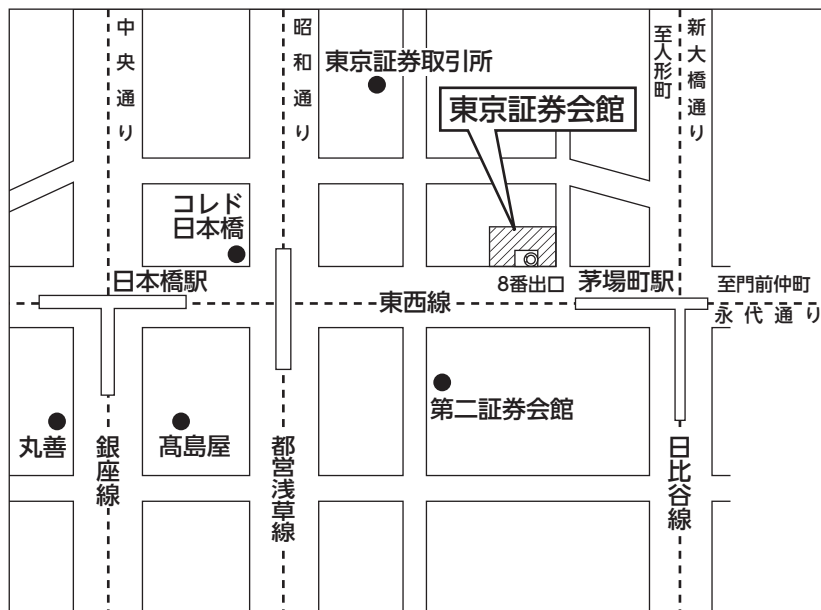
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 9階 会議室

TEL 03-3667-9210



交通 地下鉄東西線・日比谷線「茅場町駅」 8番出口直結
地下鉄銀座線・東西線、都営浅草線「日本橋駅」 D2出口徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。